

(様式1)

和 教 総 第 1 1 0 号

令和7年 3月21日

文部科学大臣 殿

和気町長 太田 啓補

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に
基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

和気町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

(担当)

和気町教育委員会 教育総務課 吉房

T E L : 0869-88-1157

E-mail : kyoikusomu@town.wake.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

和気小学校及び佐伯中学校について、学校施設の老朽化に伴い、長寿命化に資する改修又は大規模改造を実施し、施設を将来にわたり長く使用する。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

本荘小学校及び佐伯中学校について、バリアフリースイールの新設を行い、今後のインクルーシブ教育や避難所開設等に対応する。
また、佐伯中学校について、保健室のバリアフリー改造を行い、屋外運動場からの出入りを可能にし、安全・安心な教育環境を整える。また、施設利用状況に応じた空調設備の新設及び経年劣化により機能低下している既存の空調設備の更新を行い、教育環境の充実を図る。
本荘小学校他3校については、多くのトイレが湿式床に和式便器の仕様となっており、昨今の生活様式の変化、衛生環境への配慮の観点から、乾式床・洋式便器へ改修工事を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

和気小学校について、長寿命化計画に基づく計画的な施設更新(長寿命化事業又は大規模改造等)に併せて、機能面の向上に関する改修工事を行う。

佐伯中学校について、照明器具をLED照明へ更新し、教育環境の質的向上を図る。また、教室等の室内改造を行い、利便性向上させて教育環境改善を図りたい。
和気小学校及び佐伯中学校について、太陽光発電等設備を新設し、再生可能エネルギーの導入により地球環境に配慮した学校を目指す。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

佐伯学校給食共同調理場について、既存の空調設備が設置から30年以上経過し、非常に不安定な運転状況になっている。そのことから、厨房の室温環境がよくなり調理員の身体負担になっている。又、既設の露出配管に結露及びほこりが出来やすく衛生面にも不安があるため、改修工事を行う。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		3 校
中学校		2 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	1 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	3 箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月31日
国土強靱化地域計画※2	有	令和4年3月31日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設 5850 5850

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に目標の達成状況に係る評価について検討する。計画期間終了後、目標に対する評価を実施し、評価結果は町のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

学校等の名称	目標	事業 区分	整備方針				事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施 年度 (予定)	備考
			事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)	(㎡、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)		
佐伯学校給食共同調理場	(5)	06	大規模改造(空調)	共	-	R4.6～R5.3	105	105	6,053	6,053	令和4年度	
本荘小学校	(2)	06	大規模改造(バリアフリー)	校	-	R4.6～R5.3	1	1	2,884	2,884	令和4年度	
本荘小学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(バリアフリー)	校	-	R4.6～R5.3	1	1	2,244	2,244	令和4年度	
本荘小学校	(2)	06	大規模改造(トイレ)	屋	-	R4.6～R5.3	6	6	1,082	1,082	令和4年度	
本荘小学校(Ⅰ期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	132	132	23,275	23,275	令和4年度	
本荘小学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	3	3	1,057	1,057	令和4年度	
和気小学校	(2)	06	大規模改造(トイレ)	屋	-	R4.6～R5.3	7	7	1,355	1,355	令和4年度	
和気小学校(Ⅰ期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	115	115	22,319	22,319	令和4年度	
和気小学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	3	3	1,130	1,130	令和4年度	
佐伯小学校(Ⅰ期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	76	76	12,049	12,049	令和4年度	
佐伯小学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	2	2	3,898	3,898	令和4年度	
佐伯中学校	(2)	06	大規模改造(バリアフリー)	校	-	R4.6～R5.3	1	1	2,884	2,884	令和4年度	
佐伯中学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(バリアフリー)	校	-	R4.6～R5.3	1	1	2,244	2,244	令和4年度	
佐伯中学校	(2)	06	大規模改造(トイレ)	屋	-	R4.6～R5.3	32	32	5,356	5,356	令和4年度	
佐伯中学校(Ⅰ期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	63	63	9,747	9,747	令和4年度	
佐伯中学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	校	-	R4.6～R5.3	21	21	3,141	3,141	令和4年度	
佐伯中学校(99期工事)	(2)	06	大規模改造(トイレ)	屋	-	R4.6～R5.3	14	14	2,295	2,295	令和4年度	
和気小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	R	R5.6～R7.3	3,390	1,419	334,614	120,411	令和5年度	
和気小学校(Ⅱ期工事)	(4)	02	長寿命化事業	校	R	R5.6～R7.3	-	1,971	-	214,203	令和6年度	
和気小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	校	S	R5.6～R7.3	66	9	10,973	1,473	令和5年度	
和気小学校(Ⅱ期工事)	(4)	02	長寿命化事業	校	S	R5.6～R7.3	-	57	-	9,500	令和6年度	
和気小学校(Ⅰ期工事)	(1)	02	長寿命化事業	屋	S	R5.6～R7.3	725	551	55,823	38,823	令和5年度	

[illegible]

(別表)事業区分

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
01	構造上危険な状態にある建物の改築	危険改築	
		(財)地震改築	地震財特法(Is値0.3未満)
02	長寿命化改良事業	長寿命化事業	
		予防改修事業	
03	不適格改築	不適格改築	
		(特)地震改築	地震特措法(Is値0.3未満)
		(特)地震改築(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
04	津波移転改築	津波移転改築	
05	補強	大規模改造(補強)	
		地震補強	地震特措法(Is値0.3以上)
		(特)地震補強	地震特措法(Is値0.3未満)又は地震財特法(Is値0.3未満)※
		(特)地震補強(特支)	地震特措法(Is値0.3未満)、特別支援学校又は幼稚園
06	大規模改造(質的整備)	大規模改造(教育内容)	
		大規模改造(トイレ)	
		大規模改造(法令等)	
		大規模改造(スプリンクラー)	
		大規模改造(空調)	
		大規模改造(バリアフリー)	
		大規模改造(防犯)	
		大規模改造(特別防犯)	
07	学校統合に伴う既存施設の改修	統合(改修)	
08	屋外教育環境の整備に関する事業	屋外教育環境	屋外運動場
09	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築	へき集、教員宿舎等	寄宿舎、集会室、教員宿舎
10	特別支援学校(幼稚部)の新增築	特支(幼・高)	寄宿舎を含む
11	特別支援学校(高等部)の新增築	特支(幼・高)	
12	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	特支(廃校・余裕教室等改修)	
13	奄美高校の増築	中等後期【沖縄・奄美】	
		高校(全日)【沖縄・奄美】	
14	幼稚園の園舎の新增築	幼稚園	
		幼稚園定員引下げ	
15	筑波嵩上げ	小校	
		中校	
		義務校	

※地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)における地震防災緊急事業五箇年計画又は地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)における地震対策緊急整備事業計画に基づき、それぞれ実施すること。

項	事業区分(交付要綱別表1より)	事業単位	(参考)
16	公害	公害改築	
		公害(防止)	
17	火山	火山改築	
		公害(降灰)	
18	産業教育施設の整備	一般施設	
		普通科等家庭科	
		専攻科	
		共同利用施設	産業教育共同利用施設
		農業経営者育成	農業経営者育成高等学校拡充整備
		実習船	
19	学校給食施設の新増築	単独校調理場(新増築)	
		共同調理場(新増築)	
20	学校給食施設の改築	単独校調理場(改築)	
		共同調理場(改築)	
21	地域スポーツセンター新改築、改造	スポーツセンター(新改築)	
		スポーツセンター(改造)	
22	地域水泳プールの新改築	屋内スイミング(一般)	
		屋内スイミング(耐震強化)	
		屋内スイミング(浄水型)	
		屋内浄水型水泳プール	
		屋外地域スイミング(浄水型)	
		屋外浄水型水泳プール	
23	地域屋外スポーツセンター新改築	屋外スポーツ(運動場)	
		屋外スポーツ(クラブハウス)	
		屋外スポーツ(照明施設)	
24	地域武道センター新改築	武道センター(柔・剣道場)	
		武道センター(弓道場)	
25	社会体育施設の耐震化	社会体育施設耐震化	構造体の耐震化、建築非構造部材の耐震対策等
26	社会体育施設の質的整備事業	社体の質的整備(グリーン)	
		社体の質的整備(空調)	
		社体の質的整備(トイレ)	
27	学校水泳プール(屋外)新改築	学校水泳プール(屋外)	
28	学校水泳プール上屋新改築	学校水泳プール(上屋)	
29	学校水泳プール(屋内)新改築	学校水泳プール(屋内)	
30	学校水泳プール耐震補強	学校水泳プール耐震補強	
31	中学校武道場新改築	中学校武道場(新改築)柔・剣道場等	
		中学校武道場(新改築)弓道場	
32	防災機能の強化に関する事業	防災機能強化	
33	太陽光発電等の整備に関する事業	太陽光発電等	
99	その他	その他	